

議案第22号 小松島市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

本条例に基づく固定資産税の減免については、現行制度上、投下固定資産の取得日によって減免適用期間に差が生じ得ることから、これを是正するための改正を行うもの。

小松島市企業立地促進条例(平成7年小松島市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(奨励措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、奨励指定事業所の指定を受けた企業が新たに取得した投下固定資産に対し、<u>固定資産税が最初に賦課される年度</u>から次の各号に掲げる期間に限り、固定資産税を減免することができる。ただし、当該企業が関係法令等により固定資産税の減免措置を受けている場合は、その残余部分に限る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(奨励措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、奨励指定事業所の指定を受けた企業が新たに取得した投下固定資産に対し、<u>当該奨励指定事業所の操業を開始した日以後最初に固定資産税が賦課される年度</u>から次の各号に掲げる期間に限り、固定資産税を減免することができる。ただし、当該企業が関係法令等により固定資産税の減免措置を受けている場合は、その残余部分に限る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>改正</p>